

地方行政委員会議録第二十一号

昭和三十三年四月十日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 澤永田 亮一君

理事 吉田 重延君 澤川村 継義君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎末五郎君 櫻内 義雄君

徳田與吉郎君 丹羽 兵助君

渡邊 良夫君 今村 等君

加賀田 進君 北山 愛郎君

出席國務大臣

國務大臣 田中伊三次君

出席府政委員

總理府事務官(自治庁 財政部長) 小林與三次君

委員外の出席者

(總理府事務官 自治庁 財政部長) 柴田 護君

部財政課長) 専門員 円地与四松君

本日の会議に付した案件

地方財政法及地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

○門司委員長 これより会議を開きます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑の通告がございますのでこれを許します。龜山君。

○龜山委員 公債処理の問題に關連い

たしまして、交付公債について大臣及び小林財政部長に質疑を申し上げたいと思ひます。

現在この交付公債が、二十七年以前及びその後の交付公債の発行の総額と、それから三十二年以降およそ年別で元利償還の見込額を一つお伺いしたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 交付公債は三十二年度までの総額で三百五十二億でございます。それから毎年の状況はまず百億ずつくらいふえていく見当でございます。三十一年度の末には大体四百五十億見当になりはせぬかと一応考えております。この償還費は三十二年で元利合計三十五億、三十三年が四十七億、それから六十七億、七十九億、こういう式でだんだんふえて参りまして、そのうち利子が三十二年度は二十八億、三十三年度が三十四億、それが三十九億、四十二億、四十七億、五十億、五十三億、こういう形で累増していく傾向にございます。

○龜山委員 ただいま財政部長から御説明がございましたが、その資料を一つわれわれ委員に、非常に参考になる資料であるし、今後の公債処理に關して私たちが非常に考えなければならぬ問題が多いと思ひますので、ぜひ一つお配り願ひたいと思ひます。

そこで次にお伺ひしたいのは、今度政府資金については、たしか六分五厘を六分三厘に二厘引かれるということでありまして、ところが交付公債の利子に対しては一体どういふ見込みか、

その点を一つお伺ひしたい。

○小林(興)政府委員 今龜山委員からお話の通り、政府資金の部分が六分三厘に引き上げられて、利率引き下げの方針がきまりました以上は、われわれといたしまして、交付公債の利率の引き下げについても、何らかの措置を当然とつてもらわなくちゃいけない、こういう考え方で、今大蔵省に事務的に折衝いたしておるのでございます。交付公債の利率は、現在政府資金と同様に六分五厘、こういうことになっております。現在の建前は一応直轄事業の分担保金は交付公債で納める、同じ交付公債なんだから普通の地方債並みの利率を払うべきだ、こういう前提で一応六分五厘としましておるのでございまして、しかしながら政府資金の方の利率を引き下げましたにつきましては、われわれは二厘程度の引き下げでは、とても公債費の問題から考えましても事業の性質から考えましても適當だとは思ひなかつたのでございまして、これらは政府の資金運用部の金を貸しておるわけでございまして、当然資金コスト等の関係もあつて、ある程度で妥協せざるを得ない、二厘が今のところぎりぎりである、こういうことになりましたので、自治庁といたしましても、これはやむを得ず六分三厘というところで一応了承いたしましたのでございまして、しかしながら交付公債の問題につきましても、そういう問題がないのでございまして、要するに直轄事業の分担保金だから、その分担保金の固

への納付方法という考え方がとれぬか。これを分割納付する、こういう考え方をとれば、利子は何も払わなくていいじゃないか、現にその事業につきましても、土地改良法あたりで住民から分担保金をとる場合には当然年賦でございますが、利子は取つておりません。でありますから公共団体につきましても同じふうな考え方がとれないか。ただ一時に払うべきものを延納するんだから利子を払え、こういう理屈が大蔵省にございまして、今直ちに話はない理屈もありまして、今直ちに話はないかなかなか簡単に進んではおりませんが、これにつきましても六分三厘まで下げるといふ理屈もさらさらはない。全部無利子でしかるべし、そうでなくて名義だけだといふならば徹底的に下げなければ筋が合はぬじゃないか、こういうことで今事務的に折衝を続けておるところでございまして、本年度の予算の上におきましては、一応従前の利率で大蔵省としては歳入を見込んでおるはずでございまして。

○龜山委員 今伺いますと、政府出資の方は資金運用部の関係もあつて六分三厘、二厘だけ引いたところで交付公債の方は当然これは歩調を合わすといふ今のお話のように直轄事業の分担保金という性質から申しますれば、当然私は無利子がしかるべきである。まあ、いろいろ折衝しておるといふことでありますが、大臣は一体これをどういふふうにお考えになりますか、今度は大蔵省のこの問題についてのお考えを一つ

お伺ひしたい。

○田中國務大臣 交付公債はその性質から考えまして、公債返済の考え方というものはいろいろな角度がございまして、最もしょうが、最も合理的な考え方といたしましてはなしくずしというか、崩壊をすることが、一番無理がない見方であらうと存じます。そういうことになりますと、一体交付公債から一般の公債同様の六分五厘の利息を国家がとつておるといふようなことは、全くわけのわからぬことである。こう考えまして、一応重要事項であると考えますので、閣議に持ち出してこれに対する政府の方針をきめたい、こういう念願でございまして、まずその順序をいたしまして、閣議で相談をいたします前に、まず事務当局から大蔵事務当局に交渉をなさしめていくということが順序としてはよろしいのではないかと、こういう信念を持ちまして、ただいま部長から御説明申し上げましたような方針によりまして大蔵事務当局と折衝中でございます。やがてこれがうまくなつて参りましても、うまくなつて参りましても、閣議の席にこれをもち込みまして、ここで公平な立場から方針をきめてもらいたい。その方針は申し上げるまでもなく無利子で行つてしかるべきである、こういう考え方で実現に最善の努力を払つてみたい決心でございまして。

○龜山委員 大臣の御決心を伺ひましてまことにわれわれは意を強くいたし

ます。元来大臣が地方債処理の問題の前に、当然これは取り上げられるべき性質のものだと私は思っておった。今度の交付税の繰り上げによる公債処理という問題もありませうけれども、むしろ公債の処理としてはこれがある意味で一つの大きな柱でないかとさえ、われわれは思うのでございますが、今のお言葉のように無利子にして、そうして年賦納付でこれを償還していくというようなことを一つぜひお考え願って、今の十月か九月にできます地方債、ことに交付公債の問題を処理願いたいと思ひます。

これは小林財政部長にお伺いします。が、大体三十二年以降利子はどうかうふうになりますか。大体の数字があれば一応本年度以降四十年くらいまでの利子の概況を一つお伺いしたい。

○小林(興)政府委員 先ほどちょっと申し上げたはずでございますが、三十二年度が二十八億、それから順に申しますと三十四億、三十九億、四十三億、四十七億、三十七年度で五十億を越しまして、三十八年が五十二億、五十四億、五十五億、四十年には五十五億九千万円、これは一応今年度同様百億円ずつふえていく、こういう前提で計算してありますが、最近の直轄事業の伸びを見ますと、これは去年よりも飛躍的にふえております。三割もふえております。今後直轄事業の伸び方が飛躍的に伸びていけば、この数字はもっとふえていくだろうと思ひます。

それからも一つの問題は、直轄事業は府県の財政力にかかわりなく国の立場で仕事を上げまして、そうして大きな河川などをかかえておるところでは、集中的に現われる現象でございます。

まして、地元の府県にありましては、この分損金の負担は非常に大きなものであります。根本的には、直轄事業の負担率の割合自体をどうするか、こういう問題が私には一方にあると思ひます。国が責任を持って国の立場でやる必要があるから、全額国で持つていいじゃないかという理屈さえあるくらいでございます。分損金について利子までとることになると、問題は、これくらいのことでは当然考えていじやないかという考え方も成り立ち得る問題だし、またその程度ぐらゐのことは考えてやるべき問題じゃないかと、われわれは事務的に考えております。

○龜山委員 ところで、もしお手元に何か資料がありますならば、この際各府県別に簡単に調べ願いたい。おそれ東北その他、いわゆる財政に困っておられる県ほどこの重圧が多いのじゃないか、かかり方が多いのではないかとさえ私は思うので、大体の概況をこの際お答え願ひたい、詳しい資料は先ほどお願ひしたのと一緒にわれわれにお示し願ひしたいと思います。

○小林(興)政府委員 各府県別につきましては、一応現三十二年の現償額だけの差がございます。これで大体の格好がわかると思ひますが、これにつきまして、現償額が十億以上を越えておる大きなものを拾いますと、岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、それから福岡、こういう程度の数字であります。そのほか、八億とか九億台には、山形とか福島とか群馬とか、それから高知とか、そういう貧弱団体が相当そろつております。

れから団体の財政力バランスを考えますと、大体において未開発の地帯に集中的に現われておるといふようなことは、大體していえると思ひます。この資料はありますから、すぐにお配りいたします。

○龜山委員 大体の様子を伺いまして、私も伺いましては、今度地方交付税の問題に関連して、公債費、地方債の処理という問題を何とか取り上げるという一環として、この問題をぜひすみやかに研究したいと思ひます。そこで、今の資料をなるべく早くお示し願ひたい。

これで私の質問を終わりますが、この問題につきましては、われわれ大臣の今の御所信に非常に期待を持っておりますので、大臣におかれましては、この上とも十分御高配を賜りますようお願い申上げて、私の質疑を終わります。

○門司委員長 川村君。

○川村(慈)委員 私はこの際再建団体の関係の問題、それから新市町村関係の問題等について一、二お伺いをいたしたいと思ひます。

今この委員会に提案されております地方財政再建促進特別措置法の一部改正ということ、再建団体が起した退職手当償、それについて承認を受けた日以後においての退職手当償については、財政再建債とみなして利子補給をするというふうなことにしておるようであり、実は今の再建団体の適用を受けておる地方団体が、これくらいのことではとても浮び上れないというふうな心配もありませんし、政府としてはもっとも再建団体の対策というものを考えてしかるべきじゃな

かったかとわれわれは思っておるわけですが、たとえ前々からこの委員会でもよく質疑にも出ておったようでございますが、今回の自然増収の問題等、ずいぶん財政が好転しているところもある。そういうふうな関係等によりまして、再建団体の対する問題をいま一応考えてみる時期になつていんじゃないか。また昭和三十年年度に赤字を出したところの団体もあるようでありますが、こういう団体に対してどうするか、あるいは二十九年度の赤字を出して、再建団体としての適用を受けなかったと申しましようか、受けそこなつたと申しましようか、そういうふうな団体については、どのような対策を立ててやるかということなどは、やはりこの際考えてやるべきではなかつたか、こういうことを思つておられます。そこで一部改正で提案しておられます退職手当償の利子補給という点では、どうもわれわれなまぬるな処置じゃなかつたかと思つて、この後自治庁としましてはどのような対策を考えていこうとしておられるのか、と申し上げます。

○小林(興)政府委員 二十九年度の残った赤字の問題とか、三十年度新し

く生じた赤字団体等のことについてのお尋ねがございましたが、そういう点を一応まず先にお答え申し上げたいと思ひます。これにつきましては、三十年年度の決算をごらんの通り、だいぶ好転をしておるのは事実でございますが、なおかつ三十年年度に個々の団体について見れば、相当赤字を出しておる団体があるものであります。これは大體は過去のものをいれ込んでおるのだらうと思ひますが、これをどうするかというところは、実は自治庁の内部におきましていろいろ検討し、議論があつたのでございます。この再建特別措置法を定めるに当つては、そういう問題につきましては、何か方策がないか、いろいろ議論をしておつたのでございまして、今お話の通り、全般的に経済界もよくなつておりますし、交付税も不十分とはいへないながらある程度伸びておりますし、従来の状況とはだいぶ事態が變つておる。そこで一応そういうものにつきまして、再建団体になつておるものは一応筋道が乗つておりまして、これは今後の運営の問題の方針はまた別にございまして、ともかくも財政再建の見通しはついておる。そうでない、道に乗つておらぬものは、相変らず大きな借金の返済に困つておるというところがあるのであります。それらにつきまして、今申しました通り、苦しい実情をもう少し調べまして、そうしてはおつておるいいか、あるいは今の再建法のような考え方を、もう少し拡充して考えるかというふうな問題を検討して、また御相談を申し上げたい、こういう考え方でおるのでございます。

それからなお、再建団体そのものにつまじまは、財政の再建という意味から申せば、一応軌道に乗っておくことは事実でございます。そこで、そういうものが今後非常に増取等があった場合に、再建計画をどう扱っていくかという問題が一つございまして、結局それは、それは再建計画の上でどういふふうに振り向けていくかという問題でございまして、これはわれわれ自身も今さうよく検討中でございます。三十二年度の交付税の配分の基準等がまれば、当然三十二年以降の基本的な計画変更の問題が起ってくるのでございまして、その場合におきましては、公債費の問題も不十分ではあります、八十億の対策もできておりますし、そういうものを基礎にして、もう一度計画を練り直すという必要が当然出てくるだろうと実は思っておりますのでございまして、それにつきましては、ゆとりがあるから計画年度を短縮しとか何とかいうことを自治庁としては今すぐ申すつもりはありません。ただ団体によって早くけりをつけたいという団体もございまして、現に計画年限を短縮しておる県もございまして、われわれといたしましては、そこまで強制的な気はないのでございまして、むしろ今の計画に、形式上バランスは合っておるが、実態的に無理のあるものが現にある。その無理をある程度緩和していく必要がある。それからさらに計画上のバランスさえも、実は合っているようで合っていない再建計画もあるのではありません。計画をちよっとごらんになりまして、すぐに単年度に赤字をだんだん出していつて、借りかえでも

しなければならぬという計画を作ったり、それから公債費の伸びや何かで、仕事を計画の上からでも考えようのないくらい削っておる県があったりして、どうしてかぬという県も実はございまして、そういうふうには、計画自体が形式的にも無理のあるようなものは、当然私はずっと直していかなければいかぬじゃないか。そうでない、なおゆりのある県につきましては、無理のある行政もある程度緩和していくという方向で行かなければいかぬじゃないか。そこらの割り振りも申しますが、かね合という問題につきましては、今の財政措置がそれぞれ各県に具体的にどうなるかという措置も見定めまして、われわれといたしましては三十二年以降の計画変更の方針を定めたという考えでございまして、

○川村(継)委員 大体、再建団体としての承認を受けたものが五百六十余りあるようでありますが、これらの団体の中には、もちろん再建債を発行してない団体も幾つかはあるはずでありまして、こういうようなことで、一応自治庁として地方団体の財政の再建が軌道に乗ったというように、ただそれだけのことで安価に考えておられることではございませんけれども、そういうことで再建期間の短縮をねらった処置をとっていかうことになりまして、これはまた今財政部長からお話がありましたが、もう一つ、地方団体が苦境に追い込まれていくのじゃないか、確かに私たちがもそう思うわけでありまして、今財政部長の話にありまして、私たちが

もこの際もう少し大乗的な立場から、今の再建団体を持つておる計画の変更を考えたということがあるんじゃないかという気がいたすわけですが、その理由につきましても財政部長は、数字的に考えた場合、あるいは形の上から考えた場合に、そういう必要も生まれてくる、こういう意見があったように思います、当然三十二年度というものは地方の団体といたしましては、再建計画を大きく変えなきゃならぬ要素が重なってございまして、そういう点では、もういっちは、項目的にでもいいですからあげていただければ、どういう問題が横たわっているのか、それをお聞かせいただきたい。財政計画といふものは当然変更されねばならない。これについて今お話をしようにたう少し根本的な大きな問題が横たわっているか、そういう点はどういうものがあげられるか、それをお聞かせ願いたい。

○小林(興)政府委員 これはごもつともございまして、個々の団体の実態的な問題に入り込まなければいけない問題があるかと思つて、われわれといたしましては、それとあわせて、三十二年度中におきましては、いわば骨格予算という形で、一応各再建団体が予算を組んでおるのでございまして、歳入の面が一番大きな問題は、このベースアップの問題で給与改訂の基本がきまらぬものだから、きめようがない。それからもう一つ、府県の特指定事業の問題があるのでございまして、指定事業が府県だけでなしに、市にも町村にもあるわけですが、それが予算の上におきまして一番未確定の問題であつたので、それからもう一つ、今度交付税の配分の問題がございまして、単位費用が別途交付税法で御審議願つておりますが、なおいろいろな補正の問題がございまして、そういうものにつきまして、特に未開発地帯の補正問題というものも今後どう考えるか。その投資的経費と消費的経費の振り合いの問題なども考えて、この交付税の配分がある程度めどが立たぬときまらぬじゃないか。それからもう一つは公債費の問題でございまして、公債費は一部交付税法が改正になっておりますが、それが個々の再建団体の公債費にどういふ影響があるか。この具体的な見通しをつけていただければいかぬじゃないかと思つておるのでございまして、大体そういう問題が大きい確定いたしましたれば、個々の県につきましても見通しが立つてくるのでございまして、それでございまして、今申しました給与改訂の問題とか、その上にさらに勤務地手当をどうするかという、国会で修正の御議論もありません、こういうものも影響もございまして、そういう要素が確定をすることが一番大きな問題です。それにやうして、各府県の単独の仕事の問題がございまして、たとえ行政整理を今後一体どうやっていくか、あるいは施設、学校の統廃合の問題などが一応ございまして、そういう統廃合がどだけ可能であるかという問題もございまして、それから一般にいろいろ消費的経費を圧縮いたしております。それだけでない、単独事業なども圧縮をいたしておりますが、そういう事業の圧縮とい

うものが適当であるかどうか。これほどの程度再建計画の完全なる完遂と見合いながらやっていくかという問題があるかと思つて、さらに見れば、増税の問題が一方にあらうと思つて、やはり再建計画をやるために増税をす。標準外とかあるのは特別の法定外の税を起しているところもありまして、その率の問題などもあり、また一方では減税を言っているのに、一方では相変らず増税かという問題も、地方的には大きな問題だろうと思つております。そういうような問題を総合的に考えていく必要があつたと思つて、それにつけても、先ほども申し上げました通り、計画自体がんで無理でおかしいところ、計画自体を形式的に直さぬと、後年度で相変らず赤字がふえて借りかえをやったり、形式上にも全く極端に仕事を押しあたりしているようなものは、計画自体をまず形式的によくしなければならぬ。さらに実質的にどだけよくするかという問題がございまして、団体によって、たとえ兵隊隊のように、税の自然増がめちゃにあらうところもありまして、そうでないところも、増収々々と言つたつてもあります。自然増で期待できるものと、交付税でしか期待できないところと、それから個々の団体で非常にひどいところと、ひどくないところと、もう少しふり分けて、三十二年度の妥当なる、合理的なる計画変更の考え方をせよといひ、どう考えているのでございまして。

○川村(継)委員 これからの大体の計

画変更等についての考え方を、よく御説明いただきましたが、三十一年度のことをちよつと考へてみて、再建団体なるがために事業が圧縮されて、それが不満という形になって現われて参りましようが、圧縮された関係で、計画遂行がそのままできないで、非常に支障を生じて、計画を変更しなければならなかったというような実例がどれくらいあるのか、三十一年度のことを考へてみまして、それがわかりましたら一つお聞かせおき願ひたい。

それからいま一つは、これはたびたびお話に出てくるわけですが、自然増収分の財源というものをいわゆる赤字解消のために振り向けていく部分と、これは前にも話が出ておいたわけですが、あるいは地方団体の計画変更に基づいて行政水準の維持向上に向けていくという考え方があつた。いつか大臣は左賀の実例が何かあげられて、赤字解消には三分の程度充てておるのだというふうなことを発言いただいたと思うのですが、これらの割合は今財政部長の話では、まだはっきりした割合区分というものは考へていないというふうなことでありましたが、これらはどういうふうな考へておるのか。大臣がいつか発言されたように三分の程度のもので赤字解消に向けておるのか、あわせて御説明いただきたい。

○小林(興)政府委員 三十一年度の計画につきましても、ほとんど全部の団体が計画変更しておると思ひます。詳細なことは覚えておりませんが、全部と言つてまずいいと思ひます。これは当然でございます。当初作つた計画は、あの当初にちよつとさつちもいかぬ状態を基礎にして、つじつまを合せて

作つていったものでありまして、その後相当交付税その他の税の増がございしますから、それに応じて計画を調整する必要がありますが、これはわれわれといたしまして、地方の実情を基礎にしてみな計画変更を認めておるやうなわけでございます。その場合に、結局さういふことがあつたときに、赤字解消に幾ら充てらるか、こういう問題でございまして、去年三十一年度のときは、赤字を出しておるとか、あるいはその借替債をやつておるとかいう団体に対しては、大臣もちよつとおつしやいました三割見当充てるとおつたのでございします。そこで三割と申しますのも、結局個々の団体によつて多少違ひまして、ほんのちよつとばかり出ていないというものをそのまま赤字解消などと言ひ必要も私は率直に申して、ないと思ひます。相当目立ってござつたりと出た場合にそれをどうするかという、大きく言えばさういふ考へ方であるのでありまして、その場合も個々の団体の計画の形を見て検討すべきでございまして、まづまずはおつておるもの、まづまづは、ある程度のところまでやつていく。さうでなしに後年度において計画上にちよつとさつちもいかぬところは後年度に行政を平準化するために、もう少し後年度のために考へよう、こういうことを言わざるを得ないところも実はあるのでございします。さういふわけで、特殊な団体と一般的な団体とはいろいろ違ひまして、われわれといたしましては、計画がともかくも妥当な形ででき上るよつにするよつという前提で、しかしゆとりのあるものはあまり無理を言

わぬという考へ方で、ぜひ行きたい。これは大蔵省当局あたりに言ひませますと、金が入れば当然すぐに繰り上げ償還に充てるといふ相当強い意見がございしますが、私は、まだ今満足したばかりでさういふ段階ではない、今後もう少し収入の方の見通しをつけなければさういふわけにはいかぬ、こういう考へ方であるのでございします。それで三十二年の計画変更の基本的な考へ方は、もう少し私の方で検討してまとめましたならば、一つ御報告申し上げて、ぜひ御意見を承わりたい、さういふふうにおつております。

○川村(巖)委員 今の計画変更等につきましての指導という面がよく検討されましたら、ぜひ資料をいただきたいと思ひます。

それから、さつきの財政部長の説明の中の計画変更についての指導ということ、再建団体について非常に大きな問題となつてくると思ひますが、その中にいろいろあげられた具体的な方針の中に、指定事業の問題等も一つの計画変更の要素になつてくるということがあつたと思ひますが、これにつきましても、この指定事業というものは府県にだけ特典があるわけですね。

○小林(興)政府委員 市町村も一応あると思ひます。

○川村(巖)委員 市町村にもあります。市町村に指定事業の恩恵を及ぼすよつにしてくれといふよつな声があつた。さういふよつな問題と、それからもう一つ、新しく三十一年度あるいは三十一年度合併した新市町村が、前の赤字をかかえ込んだり、ある

いは合併によつて多くの赤字を出してしまつたといふよつな問題について自治庁としてはどういふよつな指導あるいは援助の手を考へておられますか。これもついでにお聞かせ願ひたい。

○小林(興)政府委員 指定事業の市町村の問題でお話ございましたが、実は現在の法律上の建前では、形式上は当然市町村にはみなひつかかると思ひます。ただ問題はこのワクの基準を過去三カ年の実績、あるいはその最終年度をとつて、その七五％という前提で議論をしておるのでありますが、この基準が市町村と府県ではどうも実情に合わない点が多分にあります。と申しますのは、市町村の仕事といふものは非常に断続的でありまして、府県ならばほとんど断続的に仕事がありまして、市町村は断続的でありまして、これは実は政令自体が不備でありまして、動きよつない市町村がたたくさん出てきたのであります。さうでなくとも非常に大きな、たとえば能代とか大館とかいうよつなところで、大火事があつた急に都市計画をやらなければならぬ、従来の数倍の仕事をやらざるを得ないといふよつなところは当然に適用さしてやらなければいけないのじやないかといふことで、これはやはり実は扱ひ上つたのであります。そこでこれにつきましても、今度政令を根本的に変えたいといふので、大蔵省としまして折衝しておるのであります。その考へ方は、要するに二十七、二十八、二十九の過去三年度をたべてその七五％といふ前提で、今の政令ができておるわけでありまして、ところがさういふよつな過去をたべ、さらにその七五％で押えるといふことに一合理的性

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

それからもう一つは、過去の一定時の基準をとりますと、団体間によつて非常なアンバランスが生ずる。たまたま仕事をやつた県とやらぬ県とに違ひがあるので、むしろ何かあるべき姿、その分量といふものが考へられないだろうかと、さういふ県ではこれだけの仕事をしつておるべし、ここに一つの苦念があらぬか、これは今私の方では交付税の配分に使つておられます建設事業の基準額を基礎にして考へられたいだろうか、あるいは過去とあまら食い違つてもいいから、その間適当に調節をして基準を作らなければならぬ、これが一つでありまして、大蔵省と今折衝しておる問題がそこに一つあ

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

それからもう一つは、過去の一定時の基準をとりますと、団体間によつて非常なアンバランスが生ずる。たまたま仕事をやつた県とやらぬ県とに違ひがあるので、むしろ何かあるべき姿、その分量といふものが考へられないだろうかと、さういふ県ではこれだけの仕事をしつておるべし、ここに一つの苦念があらぬか、これは今私の方では交付税の配分に使つておられます建設事業の基準額を基礎にして考へられたいだろうか、あるいは過去とあまら食い違つてもいいから、その間適当に調節をして基準を作らなければならぬ、これが一つでありまして、大蔵省と今折衝しておる問題がそこに一つあ

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

があるかどうか。これは少しも合理性がないのじやないか。だんだん国全体の公共事業が伸びて参りますと団体自体の活動が伸びて参りますから、再建団体だつて一般の団体並みに仕事を伸ばしていくのが当りまえじやないか、さういふことでわれわれとしてはむしろ、国の予算の伸びと並行して、あのレールというものを再建団体についても上げるべきじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、再建団体は大体において後進地帯でありまして、その後進地帯の仕事を押し戻すから、再建期間が七、八年もたつたらとんでもない開きが生じまして動きがつかないと思ひます。そこで普通の団体並みに基準事業を伸ばさなければいけないのじやないか、これが基本的な考へ方でありまして、バランスは必ずさうよつに一つ考へていこうと思ひます。

るわけでありませぬ。

それからもう一つは、今度は全部二割の引き上げということになっておりますが、そのかわりに一定以上の仕事をやったら、とたんにゼロになってしまひまして、仕事のやりようがないということになってくる。一応ワラがきまってるの後のいろいろな財政のゆとりができて仕事をやろうとしてもやりようがない、オール・オア・ナッシングというところになってくる。仕事を相当やりたいところは、ある程度通減的に何か率を考えなければいけないのじゃないか。まず二割保証する、その上はかりに一割とする、あとは普通並みにどれだけでもやるようにする——と言ふと語弊があるかもしれないが、何かそういうような道も開いたらよいのじゃないか。これは今大蔵省と折衝の最中で、われわれの要求通り行くかどうか知りませんが、こういうような一つの考え方をとっております。

それからもう一つは、一般の市町村においては、今申しました過去の基準というものは、てんで理屈に合わないのをごさいます、市町村によつては、今後特定の仕事を急にやろうとしてその仕事の比重が非常に多いところは、過去のいかにを問はず考えてやたらいいじゃないか、三倍になろうが五倍になろうが、考えてやたらいいじゃないか、こういう考え方をとりまして、これは、市町村の事業量というものと、新しくできる仕事の比重というものを考えて、自治庁が個別的に指定をしてやる、こういうような考え方で市町村の問題を考えられぬか。さらにもう一つは直轄事業の問題がございまして、直轄事業の問題は国の立場で

ぜひやりたいといつてゐるのだから、これはもうワラをきめる必要はないんじゃないか。各省がぜひやりたい、やる必要がある、こつちも再建計画全体としてみて、その分相金が可能であるという見通しがあったら、認めたいといふ見通しがないかという考え方、この三つの部類に分けて、われわれといたしましては、ともかくも更生再建団体の仕事を伸ばしたいという考え方で、しかも再建計画に矛盾せぬようにしたいという考え方で、今折衝中でございます。これはもう少し見通しがつきましたら、ぜひ御報告申し上げます。

○川村(継)委員 要するに、せつかく明い見通しが立ててきた再建団体の指導については、ただ監督してこれを締め上げていって早く目的を達するといふ考え方はなくて、やはり協力して育ててやるというふうな気持で、自治庁もやつてもらいたいと思つておられます。

それから、今新市町村の問題が出ましたので、これについて一つお伺いしたいと思つておられますが、先ほども申し上げましたように、合併によつて、及び合併前のいろいろな問題によつて、赤字をかかえ込んでおる合併町村がたくさんあるわけですが、これらについての問題も残つておられますが、特にわれわれが期待をいたしておりました、新市町村建設促進のための費用、これは一つことしはたくさんもらえるだろうと思つておりましたが、新市町村建設促進費用としては十四億五千四百万円でございますか、それだけが今度出ておる。これだけでは、当初考えられておつたものよりは非常に額が少

いわけであつて、今合併町村にいろいろ問題が多いのに、しかも合併をして新しい町村の育成に努力をしていこうという町村にとっては、この費用ではどうもあまりうれしくないことではないわけでありませぬ。私の知るところで、この十四億五千四百万円は、府県分として九千七百五十六万円考えておるようでありませぬ。これは三分の二の補助になってゐるのじゃないかと思つて。それから市町村分として十三億五千六百五十万円考えておるようであります。今私の申し上げている数字に間違いがないならば、府県分と市町村分の割合は一応こういうふうに分れておる。だから私が聞きたいのは、その市町村分の九千七百五十六万円というのは、どういふようにして使おうとしてゐるのか、特に市町村分について説明をいただきたいと思つておられます。まずそれからお聞きいたします。

○小林(興)政府委員 府県分と市町村分との割り振りは、今川村委員おっしゃつた通りだと思つておられます。それで、市町村分の割当につきましては、実はこれは行政部の所管でございます、行政部の方で今案を考へておられますから、案がきまりましたら一つ行政部長の方から報告したいと思つておられます。これは新市町村建設促進法に書いてあります通り、われわれの気持をいたしましては、なるべくそんな縛りなく、くだらぬことをあまりこまかく言わずに、あの法律の趣旨に適合する限りは、それぞれの市町村の自主的建設計画を基礎にして配るようにならう。少くとも私はそういう気持で、向うの方に希望を申し入れておるの

でございます。大体そういう方向で検討しておりますから、財政部といたしましては、それに対応する起債の問題もございまして、これはぜひ総合的に案を立てたいというので、せつかく検討中でございます。追つて行政部長から御説明してもらつておきたいと思つておられます。

○川村(継)委員 それでは行政部長から、いろいろ配分の基礎的なものについてはお聞きしたいと思つておられますが、この際大臣に、今の問題についてお聞きしたいと思つておられます。これは大臣も御存じだと思つておられます。自治庁は市町村の促進費用については、三十二年の予算要求においては六十四億程度を要求したはずであります。これは必要最小限度の要求だといふようなことを、たびたび発表しておつた。ところが実際は十四億程度。六十四億なければ、新市町村のあの法律に基くところの建設育成はできない、こう考へておつたわけなんです。それが非常に大幅に減少されたということについては、せつかく合併いたしました新市町村を育てていくについては何にもできないのじゃないか、こういうところが合併いたしました新市町村は、国から何も補助がないからといって、手をこまねいてはばんやりしておるわけにはいかない。やはりできるだけ無理をしてやつていくわけなんです。またそういうところで市町村自体にも、財政的に非常な無理が出てくるのじゃないか。ある程度の仕事はやつていかなければならない、国からの補助は少い、こういうことを考へて参りますと、これはこのまま見送るわけにいかぬんじゃないかという気がするわけなんです。同時

にいま一つの問題は、地方財政計画におきまして、今度地方財政計画には、税の問題等で少し変更も出てくるようでありませぬけれども、今私が申し上げましたように考へて参りますと、地方財政計画そのもの見直しにおいて何か穴が生じてくるんじゃないか、これが一つの大きな問題ではないかと思つておられますが、大臣、これはどういふことになりませうか、その辺のところを一つ御見解をお聞かせおき願ひたいと思つておられます。

○田(中)國務大臣 新市町村育成の経費について大へん見当の違つた結果とならざるを得なかつたことは、おわびを申し上げておる点でございます。なかなか世の中はうまくいかぬものでございませぬ。しかし世の中がうまくいかぬといふことでは事は済まぬので、そこで一体どうしてこれをやるかといふ問題でございますが、これを順次ありのままに申し上げてみますと、十四億六千万といふことで手打ちをしたわけでございますが、地方財政計画に直接関係のないもので、新市町村育成の経費として役立ち得るものが、三十二年の予算の上には相当量あるわけでございます。それはどういふものかと申し上げます、文部関係で、義務教育費関係の新市町村合併に伴う、中小学校の統合費といふのがございまして、これはわずかでございませぬけれども、七億ばかり予算に出ておられます。それからもう一つは農林関係でございますが、人のふんどしで相撲をとるような話ばかりをするわけでございますが、農林関係で新市町村育成に大へん適切なものとして、農漁山村の総合対策費とい

うものが二十八億余り、予算に計上

できております。これを合すると三十
五億。今度は通信関係でございます
が、郵便局の統合費——これも学校、
役場等の統合とあわせて、新市町村育
成のためにはどうしても大事なものとな
るのでございますが、この郵便局の
統合の経費が九億ばかり出ておりま
す。それからもう一つは、電信電話公
社の関係でございますが、電信電話の
統合費というものが三十五億内外出
るのであります。こういうものを合
せるとこの金額だけで七十九億内
外に及ぶというような状況でござい
ます。

それからさらに今後の施策によるわ
けでございますが、地方起債でござい
ます。この地方起債分を、特に新市町
村の育成という点に限ってどの程度
許可を得るかということでございます
が、大体たゞいまの私の見通しで
は、四、五十億は特にこれに対して地
方起債が出るのではないかと、こう考
えておる点が一つでございます。

それからもう一つは、当然法律でやる
ことではございますが、交付税の範囲
のきめ方でございます。これは単位費
用でまかなっておることではあるけれ
ども、新市町村育成の分につきましては
は、特にこれに対しては特別交付
税等の苦心を払うということをいたし
ますと、三十一年度の実績を今御質問
を聞きながらちょっと調べてみたので
ありますが、三十一年度におきまして
一般会計分が百三十五億、特別会計分
が十五億、合計百四十九億内外のもの
が新市町村育成に役立つものとして出
ておるわけでございますので、三十二
年度におきましても少くとも百五十億
以上は考え得るもの、こういうふうに

交付税の面においても期待し、これを
実現する決意を持っておるわけござ
います。そういうわけでありまして
で、他省庁との関係分並びに本年直
に行います交付税の関係、地方起債関
係、こういうものを合せて相対金
額に上りますものを総合的に活用して
参ります場合は、直接の予算面に示さ
れた十四億六千万ということでは、も
の足りないことは事実おわびにたえない
点でございますが、何とか相当な勢
をもって新市町村の育成に貢献ので
るもの、こういう考え方を持ってお
るわけでございます。

○川村(継)委員 今大臣からいろいろ
御説明がなされましたが、それでは
私は納得しかねるわけでありまして、
ちろん文部省関係あるいは農林関係、
郵政関係等、全部合せますと建設関
係の費用は国から九十五億くらい出
ておる。ところが私が聞いております
は、新市町村建設促進費の補助費が十
四億ほどであつては、だめじゃないか
ということなんであります。と申し上げ
ますのは、一体この新市町村の補助
金というものは、一体この新市町村の
建設費の費用が要するわけでしょう。
また建設計画の調整という非常に大
きな問題を考へておるわけですね。そ
れから建設関係の設備施設費用ですが、
たとえば支所とか出張所の統合である
とか、道路の問題であるとか橋の問題で
あるとかいう、そういうことを考へて
おるはずであります。そうなりますと、
そういうものだけでも、いわゆるほん
とうに促進するための補助費として、
政府は当初新市町村関係だけでも六十
四億というものを大体考へたはずだ。そ
れを全部合せて十四億しか組んでない

でしよう。それは今の文部省とか郵政
省とかはほかのこととして、それは住
民の仕合せにはなつて参りましても、
実際促進の補助としてぜひこれだけは
必要だという直接関係のある補助金と
しては、実に大きな開きを来たしてお
るわけでありまして、大臣は少かつた
とおっしゃる、これは実際お説の通り
どうも申しわけない、こうおっしゃる
のですが、それだけではこれは済ま
れない問題だと思つております。それ
は実はこまかなことは行政部長の方
から説明が聞けるということでありま
すから、きょうは聞かないつもりで
たわけでありまして、そのように
に大臣がおっしゃいますならば、今
言つたような新市町村関係のある建
設費の費用をどのくらい考へてお
るのか、あるいは建設計画の調整費を
一市町村当たり幾らと考へて、どのくら
いの市町村を対象にしておるのか、こ
ういうことを考へていきまして積み重
ねてみなければ、新しくできた新市町
村育成のことにはならぬのではないかと
思つております。そこでそういう点を考
へて今大臣は、十四億六千万くらいあ
れば、ほかのものを全部ひくくると
持つてくるから差しかえなないとい
う御意見であります、それは私として
はどうも納得いかない、こう思つて
ますが、重ねて大臣の御所見をお聞き
たいと思つております。

○田中事務大臣 今御説明を申し上げ
ましたように、十四億六千万という
金額をもつてははいけないというこ
とは、私が白状をして手をつけてお
るわけなんです。それでこれは衆参両
院の予算委員会ではわかりませんが、こ
れをしておつたかということ、これ

は毎日々々あやまつてお願いをして、
それでよからうということと判をつい
ていただいて予算が成立した、こうい
うことなんであります。そこで問題は
成立いたしました予算を、今お言葉を
いたいただきましたような各部門の方向
に、どの程度に金を持っていく考へか
という具体的な計画内容であります。
この問題は予算の成立早々から着手
して具体的な立案をいたしておりま
すから、いづれ行政部長の方から詳細
にわたつて御説明を申し上げること
にいたします。

それから申しわけないことは、申し
わけないでは事が済まぬので、それも
よくわかつておられますので、来年度
私がおるおらぬかわかりませんが、
これに対して十分協議をいたしても
を打つておるわけでありまして、将来
の問題につきましては、この点につ
いて遺憾なきを期して十分に力を入
れたいと思つております。

○川村(継)委員 それでは今の内容の
問題につきましては、またいづれ行政
部長からお聞きすることにいたします
が、先ほどお聞きいたしました第二
の問題であります。こうして十四億五
千四百万円を発足を、そうすると
合併の市町村は計画調整もある程度
でしようし、あるいは道路とか支所
の統合廃止とか、そういう問題も手
をつけるでありますし、できるだけ
合併の趣旨に沿うように金をつぎ込
んでいくに違ひない。こういうことを考
へますと、実質的には自治庁が考へ
られた地方財政計画そのものよりも、
ずつと幅が広がつたものが出てくる
のではないかと。財政計画それ自体に実質
としては狂いが出てくるのではないかと

と思つてますが、こういう点はいかが
なものでしょう。またそれが出て参
りました場合には何か方策があるのだ
か、その点を一つお聞きしておきたい。
○小林(興)政府委員 実質的に狂いと
申しますのは、結局個々の団体の仕事
のやり方の問題でありまして、私たち
率直に申しまして、財政計画上一応新
市町村建設費として見ておるもの以外
の仕事は、新市町村がやるに違ひない
と思つております。これはそれぞれ
新市町村建設に重点的に運用される
という問題だらうと思つております。それで財
政計画そのものに狂いがくるという問
題ではない。個々の団体の経営の問題
でありまして、われわれといたしまし
ては起債やその他の面におきまして
も、先ほど大臣から数字をあげられま
したが、必ずしもそれにこだわらず
に、できるだけ新市町村を中心起債
をつけたい、そういう考え方を持
つておるのでございます。

○川村(継)委員 さつき私は再建団体
関係の問題を、二と、それから今新
市町村関係促進の費用の問題等につ
いてお聞きいたしました、これらの問
題を考へていきますと、当然起債の問
題も考へていかなければならぬと思
つておる。その起債のやり方によつて
再建団体としても非常にうれしが
つたり、残念がらつたりする事態も出
てくるでしよう。新市町村として同
じことが言えると思つて、それで三十
二年度に自治庁としては地方起債の許可
について、どのような方針を持ってお
るか。これはあるいは前に話があつた
かと思つてますが、大体の方針を三十
一年度の方針と対比しながら説明して
いただきたいと思います。まだはつきりした

がきまつておらなければ、一応ここで御説明願える程度に願って、あとで起債の方針を一つ文書等でお示し願いたい、このように思うのです。

○小林(興)政府委員 許可方針につきましては今内部で検討中でございます。これは大蔵省とも打ち合せる必要がございますので、きまりましたらば文書で御報告申し上げたいと思ひます。

○川村(継)委員 大へん今のは簡単でございますが、税の自然増収がある、これは一応うなづかれるわけでありませう。交付税もあまり大きな増額ではないようでありませうが一応増額される、こういうようなことが出てくる。それから財政再建団体の再建のめども、いろいろ問題はありますけれども、一応何かしらめどがついてきた、こういうことを考えて参りますと、三十一年度には作られておる許可方針というふうなものでは起債のワケといひますか、これは非常に制限があるわけですね。この制限を緩和する方向に持っていくのかどうか、それが一つ問題になるだろうと思ふのです。その点についてに聞かせておいていただきたいと思ふのであります。

それから義務教育施設に対する起債であります、これは従来は六三制の分と単独事業の分とを別々に考えておいておったようでありませうが、何かちよつと聞きますと、今度三十二年度は義務教育施設分の単独事業の分と六三制の分とは一本にして起債をつけよう、こういうようなことを考えておるといふことではあります、そういう点は一併その通りに考えて処置しようと思つておるのか、この辺のところを一つ

この際お聞かせおき願ひたい。

○小林(興)政府委員 地方債全体の問題は資料をお配りいたしてあります通り、ことしはともかくも地方債計画で一応のワケがきまつております。われわれといたしましてはそのきまつたワケのもとで配分をどう考えるか、こういうことで配分の案を検討いたしておるのでございます。率直に申しまして一般会計におきましては公債費をなるべく減らすというプリンシプルから総額が相当減つております。特に一般補助事業におきましてはその金額の減が目立っておりますので、この配分には私は相当苦勞が要るだろうと思ひます。おそらく個々の団体にしてみれば当然相当の異論があるだろうと思ひます。公営企業の方はふやしましたから、これではそれほどないと思ひますが、これでもたとえ水道の問題は、これはあまりないと思ひますが、それでもやっぱり議論があるし、特に電気あたりにつきましては、各県足らぬというので非常に議論があるところでありませう。われわれといたしましては公営企業会計につきましては、これは資金のゆとりのある限り、あるいは年度の計画変更をしてでも、やはり必要なものは取るという考えでいきたい。一応はきまつたワケをとともかくも公正に配りたいという考え方でおるわけでございます。そこで一般会計につきましては、私は起債をなるべく早く配りたては、私は起債をなるべく早く配りた

期には災害とか、そういう問題以外は全部配つてしまふ、そういう方針で今作業を進めたいと思つております。ただこれにつきましては補助事業に關連するものが多いものですから、

各省の補助がきまつらぬと配りようがないというものがあつて、これが実はわれわれの方の悩みの種なのでございます。補助金の令達につきましては、ことしはせひ早くやろうというので大蔵省を督促しておりますから、多少は従来よりも早くなると思ひますが、言うほどほんとうにうまう早くできるかといへば、私はその点は懸念を持っております。そこでそういうものにこだわつておつてもしょうがないから、むしろこつちが起債のワケを早く配ることによつて、逆にそつちも引張つていく態勢でいくのが筋じゃないか、こういうことでこの起債の配り方を今検討いたしておるのでございませう。そういたしますと、府県の方は私の方で一応直接見ますけれども、市町村につきましてはワケを一応作つてそのワケを原に与えまして、県で仕事が多もにやれるようにしかも重点的、集中的にやれるようなその配り方の基準だけをきめてやつた方が早いじゃないか。去年も大田市町村は府県にまかしてありますが、そういうわけで府県のワケを早くきめて渡したいと思つて、ここで細目の問題をどうこうということではなしに、府県の実情に応じた判断にまかせるといふ考え方でいきたいと思ひます。学校の問題も学校の補助の問題とからんでくるのでございませうが、それを一々待つておつては、こつちもなかなか始末つきませぬので、むしろ今の正常授業はどうの、義務教育の増はどののといふことを計数的に、文部省等で調べた数字の基準を基礎にして、そうして大体予算の基礎になつておる数字を基礎にして、各府

県ごとくにワケを計数的に編み出して、そうしてそれを基準にして分けた方が早いんじゃないか。そうしてつける以上は、従来のように三人ふえたから零点何坪増が出るというふうな妙な補助金のつけ方などにならぬように、二教室なり三教室まとめて補助金をつけ、こういうプリンシプルを作つて、一応ワケを早く与える方が起債事業が円滑に進むんじゃないか、こういう考

え方のもとに一応今作業を進めておるのでございませう。それでおそらく川村委員にもそういうことが耳に入つたのではないかと私は思つております。私もまだこまかいことをよく知りませぬが、大体大きくはその考え方で進めたいと存じております。

○川村(継)委員 補助事業に対する起債の問題あるいは義務教育関係のもの、そのほか収益事業等の起債について、いろいろ今検討しておられると思ひますが、さつき私が聞いたことの中に、再建団体に対して少し制限をゆるめてもいいんじゃないかという考え方も出ておるわけですね。そういう点についてどう考えておられるかという点です。三十年度にも赤字を出したところあるいは赤字が減らぬでえらく多くなつてきておる。そんなところはなと思ひませうけれども、あまり実効の上つていないといふような団体、そういう団体については何か特別考える道があるかと思ひますけれども、さつき申し上げましたように、再建団体について、自治庁の指導よろしきを得たと申しませうが非常に強く指導されましたので、非常に苦しい中から再建団体が息を吹き返してきて、一応のめどがついて、こういうことになりませうと、昨年

示されたような起債のいろいろな制限というのものも、もう少し緩和されてもいいんじゃないか、こういうふうな気がするのですが、それについてはどういふように考えておられるか伺つておきたい。

○小林(興)政府委員 これは再建団体につきましては去年起債の配り方で無理があつたといふのは現債高制限というのが非常にきつつかかり過ぎたんじゃないか。それが急激に來たので困りました。これは私も去年のやり方にはやはり少し無理があつたように思ひまして、それを緩和せぬといふかぬといふので検討を進めておりました。ただ現在の現債高を全部無視していいかといへば、そういうわけにもいかぬと思ひますが、去年のようなり方では無理が行き過ぎるのではないかと、この点はぜひ検討いたしたいと思ひます。それからもう一つは、赤字団体そのものについての起債の考え方が、われわれといたしましては、つまり法律に基くかあるいは自主再建計画でやるか、いずれにしろ健全な赤字解消の再建計画を作つておる限りは、それは当然起債につきましてはわれわれといたしましては協力をしていきたい、ただ赤字は作りつばなし、あとの仕事につきましては、それは困るんじゃないかといふ場合は、それは困るんじゃないかといふ考へ方はとつております。でありますから、再建計画を自主的に県として作つてやる以上は、起債につきましては特別の制限といふかそういうものは考へておりませぬ。一般の方針にのつとつて起債をつけていきたい、こうい

は、再建団体に対して少し制限をゆるめてもいいんじゃないかという考え方も出ておるわけですね。そういう点についてどう考えておられるかという点です。三十年度にも赤字を出したところあるいは赤字が減らぬでえらく多くなつてきておる。そんなところはなと思ひませうけれども、あまり実効の上つていないといふような団体、そういう団体については何か特別考える道があるかと思ひますけれども、さつき申し上げましたように、再建団体について、自治庁の指導よろしきを得たと申しませうが非常に強く指導されましたので、非常に苦しい中から再建団体が息を吹き返してきて、一応のめどがついて、こういうことになりませうと、昨年

示されたような起債のいろいろな制限というのものも、もう少し緩和されてもいいんじゃないか、こういうふうな気がするのですが、それについてはどういふように考えておられるか伺つておきたい。

示されたような起債のいろいろな制限というのものも、もう少し緩和されてもいいんじゃないか、こういうふうな気がするのですが、それについてはどういふように考えておられるか伺つておきたい。

う考え方であります。

○川村委員 今の起償の許可の問題について、あるいは新市町村の促進補助費の配分等につきまして、まだいろいろ今後ただしだいともあります。一応私の質問をこれで終ります。

○門司委員長 加賀田君。

○加賀田委員 一点だけ伺いたい。今お話しの中で、いずれ財政計画というのは変更されなければならぬ、これはわれわれもよく認めておりますが、その財政計画の変更の中で最も大きな要素をなしているのは、国家公務員の給与の変更によって財政需用がふえてくる、これが大きな一つの要素になっていると思えます。当初の財政計画の中では、国家公務員の給与に準じて財政計画を立てておりましたが、今内閣委員会の小委員会で検討されている資料につきましては、まだ最終的な結論になっておりませんが、大体の方向は明らかになっておると思ふ。いわゆる中等学校卒業の初任給は二百円増、高等学校では三百円増になって参つておられますし、各身帯単位の単価も上つてくるということで、給与改訂そのものにおいても、当初の財政計画よりも増額しなければならぬという問題が起つてくる。もう一つ、地域給の廃止問題が生まれてくると思ひます。これは地域給がどういふ形で廃止されるかは別といたしまして、四級地、三級地には特殊な財源処置はあまり要らないと思ひますが、無級地を底上げすることは基本的な考え方になっておられます。これは無級地を底上げしますと、最も大きな影響があるのは地方公務員だと思ふ。いわゆる町村に非常に多いと思ひます。この二

つの面の財源処置を政府としては、政府の責任においてやる意思を持っておられるのか、あるいは地方団体が行政水準を下げてでも財源を捻出するのか、あるいは特殊な増税に基いてそれを行うか、大臣のさつき言われたような地方団体のふんどしでもって相撲をとるような考え方を持っておられるのか、その点を明らかにしていただきたい。こまかいことはいずれ内閣委員会で決定されたらお伺いしたいと思ひますが、基本的な考え方を大臣からお伺いしたいと思ひます。

○田中事務大臣 今のお説の問題でございますが、これは財政計画に織り込んであります分は給与改訂の六・二%分、それから昇給四%分、これは学校教員も二%となつておりますが、国と地方と合せて四%になるわけでありまして、給与の経費といつては四千百三十五億を計上して財政計画を立てましたが、その中には四百六億の昨年と比べて増を見込んでおります。この四百六億をもつてまかなうつもりでございます。しかしながら今お言葉をいただきましたように、最初の政府原案より増となる分についての財源は、正確に申しますと地方財政計画はこれだけ狂つてくると、こういう理屈になるわけでございますが、一応この六・二%及び昇給の四%を実施するといふことに必要となる財源処置というものは、三十二年の地方財政計画の中には漏れなくやっておるつもりでございます。そこでこの増となることによつて不足を生じて参ります分は、これは交付税でまかのうていくより方法

がない、こういうことになるわけでございまして、地方の方に影響が大きいが、ことに今お話しした地域給の場合におきましては、ほとんどの影響は地方でございます。そこで地方自体にかよふ影響があることは、今度の協定のできます原案によりまして、やむを得ない事情ということになって参りますので、この点につきましても交付税をもつて十分に見ていきたい、地方には迷惑をかけないという考え方で処置をしていきたいのであります。問題は、その赤字団体といふか、指定を受けた再建団体のこの程度の財源をどの程度まで見る考えかということが問題にならうと思ひます。その問題は、その自治体、自治体の状況によつて、何と一がいには言えないわけでありまして、六・二%の給与の改訂、四%の昇給といふことについては、原則として中央で国家公務員についてでございます。案に基きまして右へならえをする、ただその赤字再建の指定を受けた団体にして、その再建団体の給与費の単価の実際がもとより平均ベースより高いといふところであつて、かつその赤字の指定を受けておる再建団体の財政の状況がおもしろくない、こういうふうな悪条件がそろつておられます場合に、いは、文字通りの右へならえはむずかしいのではないかと、その右へならへの基準から一歩落ちたところで、遠慮したところで実施していただくよりほかには道はないのではなからうか。それはお言葉の通り全部各府県の再建計画がすでに内容的に立案して立つておるものでございまして、その限度においては再建計画の変更を必要とする事になりまして、変更を求めて参ります。

して自治庁長官がそれに対して裁断を下しますときに、今申し上げましたような方針によつて事情々々をながめていきたい、そして無理のないようにこれを実施することに努力をし、原則的に申し上げますれば、再建計画をこわすのではないかと、再建計画をこわすの悪条件がない限りは、国家公務員に十分の努力をこわすことに努力をする、こういふ考え方で許可を与えていく方針でございます。

○加賀田委員 大臣の、国家公務員に準ずるといふ形は、政府としてずっと従来とつていたものであります。その点に対しては私は特に心配していませんが、財源処置は交付税に基いて考へるというお話です。しかし交付税の金額といふのはすでに決定されているわけですから、新たに生まれた財政需要の財源といふものを既定の交付税の中で考慮するといふことは、いわゆる各公共団体の増減そのものが変更するのであつて、政府自体の財源としてはないと思ふ。そういうことは結局政府自体としては、新たに生まれた財源の要求に対して何らの処置をしないか、だからあらためて政府自体の責任において、国家公務員が増額をされたというなら、地域給を廃止するといふ形の上で立つて、地方団体に迷惑を及ぼしていくのですから、これは政府として財源処置をせらるべきではないか、この点はどうでしょう。今の、交付税の中でこれを考慮するといふことは実質的な考慮になつていないと思ふのだが、その点に対して御答弁を願ひたいと思ひます。

○小林委員 政府委員 ちよつと私から補足して申し上げたいと思ひます。今内閣委員会で修正案を御検討になつておられるようでありまして、実はわれわれとしては、こちらへのはね返りと申しますか、その点を気にして相談をしておるのでございます。こまかい資料はまだございせんが、大体の考え方は本年度においては必要がない、こゝういふ前提で向うも修正案を作つておられる形でございます。

勤務手当の問題につきましても、来年度以降相当の金額が要るのであります。主体は来年度以降に置いておられますが、本年度には国におきましても地方におきましても既定のワケでさばきをつけよう、こゝういふ前提で御検討のようでございます。それに狂いが出てくればまた別問題でございます。が、われわれといたしましては、その点は注意しながら問題を考へなくちやならぬと思つておられます。たとえば勤務手当の問題につきましても、今の考へ方は、今度ベース・アップをする前の勤務手当を基礎にして考へよう、今度は、ベース・アップ分は当然に本年度の予算にあるいは財政計画に見込まれておりますが、その分が本年度分には追加になる、こゝういふような計算になるようでありまして、もちろん明年度は相当の金額が要るのであります。が、そこらのところはこちでも向うの案と照らし合せながら十分検討をいたしたいと思ひます。

○加賀田委員 小林さんの見方は少し甘いのではないかと私は思ふ。国家公務員として全般的な影響ではさういふことが起ると思ひます。といひますのは、たとえば四級地をある程度削つて無級地の方へ回すとか、国家公務員全

体の財源処置として、地域給の廃止に基いていろいろ特別の方法をとるといふことは、これは党の立場は別として、私はよく理解しております。しかしそういうことになっても、地方公務員は地方公共団体単位において問題を解決しなければならぬ。だから、そういう形が生まれてきて、四級地はそういう財源処置は要らない、あるいは財源が浮いてくるような場合があるかもしれないけれども、小さい町村の無級地のところは底上げしてみると町村単位で財源処置をしなければならぬ、こういう矛盾が起ってくる。だから、国家公務員の地域給廃止の問題と地方公共団体個々に起ってくる問題は、私は違ふと思う。その点に対してどうするかという問題です。

○小林(興)政府委員 これは今お尋ねの通り、全体の財政計画のワタの問題と個々の団体との問題と違ってくると思ひます。だから個々の団体につきましては、動きがつかぬということがございまして、これはそつちが変れば当然交付税の配分で、それは当然義務的な支出でございますから、調節をせざるを得ない、こういうふうにご考慮しております。全体のワタとしては動きがつかぬという前提で、これは修正もお考えになつては存じておきます。

○加賀田委員 そうすると今申し上げたように、交付税で考慮するということとは、結局地域給の廃止あるいは給与改訂に基いて新たな財源を必要とするのに、政府としては特別に財源処置をしないということですか、それをはっきりしていただきたい。今の場合は個々のゼロ級地等に対しての財源処置は交付税においてするかもしれない

せんけれども、そのために交付税が他の四級地あるいは三級地に減る場合が起つて参ります。交付税の総額というものはきまつておられるわけで、その中で操作をするということですから、特別に増額される財源処置はないということになるのです。その点をはつきりしていただきたい。

○小林(興)政府委員 今お尋ねの通り問題は、これはあるのでございまして、それをみな計算いたしましたして、われわれといたしましては今年度の財政計画の方でまかないがつく、多少のロスは当然出てくるわけでありまして、多少のロスも、その前提でたゞいま進んでおるはずでございまして、われわれもそういうことで作業を進めておるわけでございます。

○北山委員 時間がありませんから、一点だけ地方財政法に関連してお伺いをします。問題は寄付金の問題です。地方財政法の四条の三、例の割当強制徴収の寄付金の禁止ですが、こういう条文があるのですが、大臣は寄付金の制限禁止については格別の御熱意を持っておられる。これは敬意を表するわけで、ところが問題は、地方公共団体なり国が寄付を直接にもらうという以外に、地方公共団体の府県、市町村の長あるいはその機関が、それ以外の団体の寄付金を協力をしていられるという形が相当あると思ふ。そうでなくとも、お祭、学校、あるいは消防とか、いろいろな寄付金が多い中に、共同募金その他の全国的な寄付金があるわけなんです。これは厳密には強制的ではないにしても、たとえば赤十字にしてみれば、知事が支部長であり、市町村長が分区分長であり、そしてその機関を通

じて寄付の割当があり、募集をしていられる。共同募金もやはりそういう系統をたどつて、末端は行政連絡機関なり町内会なり、そこで割当をやつておる。一般の住民の中には共同募金にしてもその趣旨はよろしいけれども、どうも税金に準ずるくらい考えて、どちらかといへばこんなものは、全国で十億程度ですか、一つ国の予算で出してもらつたらどうか、何もあつて大騒ぎをして胸に羽根をつけたりする必要はないのではないかと共同募金をやめてくれという声が相当あるのです。その他アジア親善協会とか明治神宮奉養会とか、たくさんございまして、そういうものを一体どういふふうにしたらいいか。特に地方公共団体がこういう団体の寄付募集に關係をして協力をしていくという

姿は、私はどうも適当でないと思ふのですが、大臣はどのようにお考えですか。○田中事務大臣 お言葉の最初にございました住民に対して割当強制徴収を禁止するといふ法律の条文は、ただ一條文があるわけでございます。一体寄付の行き方が、団体と団体間、あるいは自治体と民間団体との間において寄付の協力をし合うということの負担が、どの程度にまでなつておるかというところについて、目下自治庁で調査をやらせておるわけでございます。この調査をいたしまして以後、これに対して調査をいたしておるわけでございますが、どういふ実態になつておるか、驚くべき金額に上つておるのではないかといたしたい見通しでございます。やがてこれは詳細にわたりましたならば、ここに御報告を申し上げます。

たいと存じます。こういう団体と団体間の寄付協力、その団体から地方民間

団体に対する寄付協力、その自治体から申しますと、国内の他の団体に対するか、あるいは民間の団体に対するか、とにかく自治体の会計から金が出る方の寄付でございます。そういう意味の寄付に対しては、これは法律をもって断固禁止する道がある。あるいは消防協会とか何々協会とか、ここで一々名前をあげることは御迷惑と存じますが、その協会で協力を称して、どこそこの市において盛大な宴会を開いて、そこで会議をする。旅費、日当から一切のものが割当金から出ておる。これは膨大なものの上上りではないかという見通しでございます。こういうものはいやしくもこれから先の自治体の出納経理といふものは、これを明瞭にするにとりまして、住民から徴収をいたしました血税の使途は予算に計上して明瞭なものにする、そうしてそういう方向に金をいやしくも出すべきものではない、こういう見解に立ちまして、腹をきめましたための材料として、その実態をつかむために目下努力をしつとあるという事情でございます。相当な資料がまとまり次第御報告を申し上げます。

それからも一つの問題は、大へんむずかしい問題でございますが、今度逆は民間が地方自治体に対して寄付をする。たとえば中小学校の義務教育関係の学校建築施設をする。その費用の半分なり三分の一というものが何百万、何千万という金額になります。その何百万、何千万という金額を住民に事実上割当以上の強制的な徴収といふことにしないと、実際は小さい地域で、そういう膨大な金は集まらぬわけ

でございます。それが事実上白屋公然

と行われておる。これは税金は払わな

いで待つてくれといつて、差し押えをしてもらふ道もある。ところが實際この種の寄付は町内の顔役から言われると、税金以上の税金としてこれを出さなければならぬという苦痛な負担となつておるといふことが、その実態でございます。その地方々々によりまして、いづれにいたしまして、こういう慣行が行われておる。あるいは今度は民間から地方自治体に対するものでなしに、民間から民間の寄付といふものがある。たとえばお寺であるとか、神社であるとか、仏閣であるとか、お祭のたがごといろいろな寄付を行わしめるというふうなものを、いかに規制すべきかといふことでございまして、この問題は憲法の条項にも抵触する点がいささかあるかと存じます。

自分の財産を自分が好んで処分をする、そうしてこれを自治体に寄付をする、あるいは民間のお寺であるとか仏閣であるとかいふところに寄付をする、あるいは記念物の史跡保存をするために経費を集める、こういうことから、自己の財産を自己が処分するといふことまで禁止することができるといふか、こういう問題が多少あるかと存じます。この点は慎重にやりま

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十一号 昭和三十三年四月十日

九

九

九

九

にとつては知事と同様に市長なら市長、それ以外の一般のものについては知事ということにいたしました。知事及び市長の許可を受けなければ、民間相互間においての寄付も許されず、すべて許可制にする。そしてその許可の基準は、いずれもその地方自治体の地方議会の議決を経たる条例によって厳格にこれをきめる、こういうふうなことをしまして、これには慎重に罰則をつける。出す方はどうかということになります。出す方には罰則をつけないというふうな方針をとつて規制いたしますならば、これは寄付規制の効果が上るのではなからうか。団体相互間の出す寄付というものは禁止し得る。それから今度は民間から団体に出したり、民間から民間に出したりするような寄付につきましては、この規制の道は今言つたような方法で許可制にする。そういう許可制にしなければならぬという法律を作ることではできない。これはまだはっきりとした結論に達しておりませんが、いづれにしても租税以上の強制的な意味を自然に心理的作用において持たしておるといふような、いやな意味の寄付は全国から根絶したい。根絶という言葉は大へんむずかしいのでありますが、ことに民間の場合にむずかしいわけでございますが、これを根絶したい。それは非常に慎重に条例の基準を作りまして、これを自治庁から示達するといったような方法で行います場合においては、よほどのことでない限りは寄付は許されぬぞという認識を与え、あらかじめ許可なくして金を集めた者は非常に嚴重な刑罰に処する、こういう方針によつて何とかしてこの寄付を根

絶することに、一つ法制的に力こぶを入れていきたいというふうな考えで、目下準備中でございます。

○北山委員 寄付制限一般論につきましては、これは大臣のお話の通り非常にむずかしい。それでわれわれも研究いたしておりますが、私のお伺いしておるのは、その一部分なんです。要するに現在、今申し上げたような共同募金の他に、今申し上げたような共同募金その他について地方公共団体が関与している。その機関が協力しておる。そういう形をやめさせる方がいいんじゃないかということが一点です。

それから特に共同募金については、施設の社会事業に対しては憲法八十九条で、国の補助ですか、公金を出すことができないという規定がある。その制限があるから仕方なく共同募金で集めたものを施設の社会事業にやらざるを得ない、こういう説明をする人が多いのです。私はやはり憲法八十九条の中の公けの支配に属する私の社会事業施設であるならば、国費を出しても、地方団体から金を出しても差しつかえないのじゃないかと思う。現在共同募金の金をもらっているような民間の社会事業施設に対しては、国なり地方公共団体が共同募金の肩がわりをしたって一向差しつかえないという解釈をとっているのです。従つてそういう形で肩がわりをして、共同募金を一つやめるような御検討をなさるお氣持がないか、それらの点を具体的に伺いたいと思つております。

○田中事務大臣 今御質問をいただきましたような種類の募金問題につきましては、ここで言明をいたしますと、その影響するところが全国的に非常に甚大になつて大騒ぎになるようなこと

になりかねないと思つて、この問題については御説の趣旨を十分に参考といたしまして、慎重に一つ検討をしてみたい、こういうふうにお答えいたします。

○門司委員長 今の加賀田君の給与の問題に関連して数字的にちよつと聞いておきたいのだが、三十二年度の財政計画で四千四百三十五億六千六百万円という数字が出ておるのですが、三十二年度の決算を見ますと、四千五百五十億六千八百万円の金が必要である。そういったしますと、実際に支出した数字と財政計画の数字とにおいて三十二年度は非常な開きがあると思つて、これがずっと集約されてきて最後に出てきた数字がそれではどうなつておるかという、三十二年度の財政計画と実際の支出額とは千三百八十億開いておる。これをもう一つ集約して三十二年度とこの数字とを比べてみると、三十二年度の財政計画にある一兆一千四百六十一億という数字と三十二年度の実績決算額との開きというものはわずかに九十二億しかない。これは財政計画自身に数字上の大きな誤りがあるということも言つても差しつかえないと思つてどうですか。

○小林(興)政府委員 お尋ねの点は数字的にはそういうことになつておると思つて、結局財政計画の作り方の問題をどう考えるかということで、特に給与費の問題については、御承知の通り合せようという考え方をとつておられます。それでありまして、不交付団体、富裕団体が非常に多額に出しておるその影響が現われておるわけであり

まして、その多額に出しておる分は、計画の上においては交付税の交付を受けない団体における平均水準を基礎として必要経費の中のおそらく大半が人件費の方に回つておるのじゃないか。実質的に言つてそれがよいか悪いかは別として、結果的に言へば、そういう数字の結果にもなつておるだろうと思つて、それから今申しました通り、全般的にこの財政計画を作る考え方が、現実の決算を基礎にして実績をそのまま見るといふ考え方をとらずに、給与等については、そういう国家公務員並みのベースをとる。それと同様の問題は、税についても、たとえは実際の税をみな見ると言へば、そうではなしに超過課税は見えていないといふような考え方がございまして、そこから数字的に決算の食い違いが出てきていることは事実であります。

○門司委員長 他に御質疑はありますか。——本案に対する質疑はこれで一応終了したものとしましてよろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○門司委員長 それではさよう決定いたします。

本日はこの程度で散会いたします。次会は明十一日午前十時三十分から開会いたしますことといたします。

午後零時五十八分散会